

国分寺市災害危険区域図の公表について

国分寺市都市整備部計画課

1. はじめに

国分寺市では、昭和49年以来市民参加によって進める防災都市づくりを推進してきた。この防災都市づくりの基本理念は、災害に強いまちづくりと災害に強い市民づくりを统一的に追求し、各種の都市災害から市民の生命と財産を守ることにあるが、内容とするところは都市環境の安全化と緊急防災活動体制の確立を並行的・総合的に進めるものである。

こうした施策方針の下に、これまで防災都市のあり方に関する調査・研究、防災基本計

画の作成と地区防災センター施設の整備並びに機能充実、市民への防災関連情報の公表と提供、市民防災教育、防災まちづくりの推進、市民防災ボランティア団体の育成、そして防災施設の整備などを実施してきた。(図1—国分寺市防災都市づくりの経緯参照)

ここでは、特に防災情報公表の一環として行った「災害危険区域図及び震災危険度表」について紹介したい。

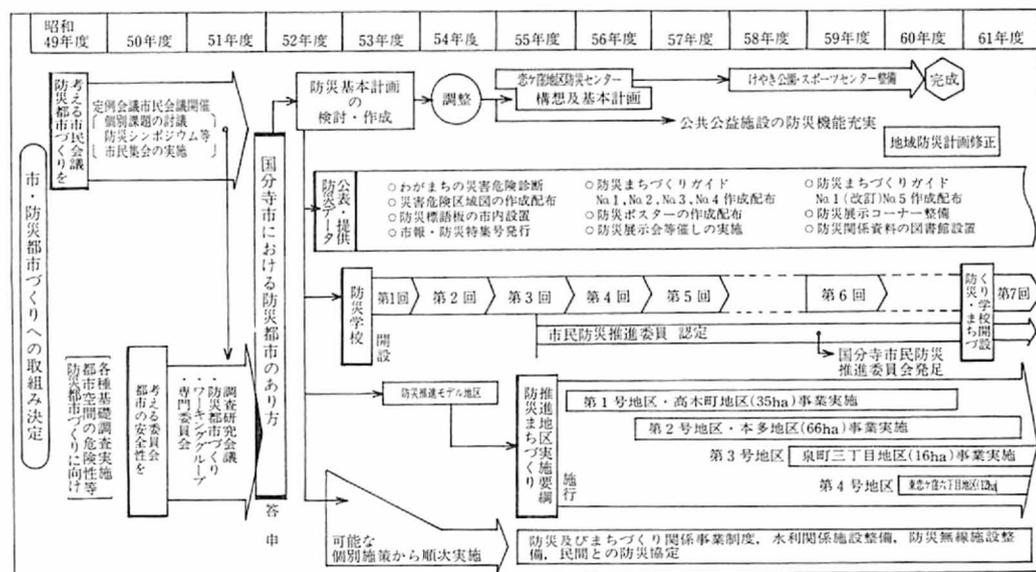
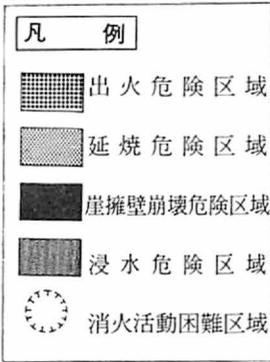


図1 国分寺市防災都市づくりの経緯



本 町

本 多

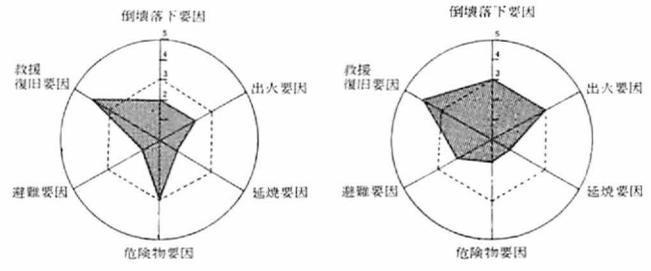


図-2 災害危険区域図及び震災危険度表の一部

2. 災害危険図公表の経過

前記したように、本市では防災都市づくりに取り組むため、都市を危険性という側面から捉え直し、都市のあり方の方向性を見出すことを目的として、昭和50年～51年と「都市空間と危険性」の調査・研究を行った。この調査では、都市空間を構成するおよそ100項目に及ぶ諸要素の実態と危険との関係の分析、各種の想定される災害についての地区別災害危険度の検討等を行うと共に本市における「防災都市づくり」の方向性（「国分寺市における防災都市のあり方」答申）を示した。

こうした中で準備され、明らかにされた防災情報が、地区別の通常火災危険、浸水氾濫危険、崖地擁壁危険、震災危険等であった。そして、これらの情報（災害危険の実情）は、まずもって市民が知るべきであるとの判断から、昭和52年度に【わがまちの防災診断】と題して、市報紙上で市内19の町毎に災害危険箇所図及び災害抑制要因図として順次シリーズで発表した。

次いで昭和53年には、それらを集約して「災害危険区域図（全市一万分の一）」と「震災危険度表（町別のダイヤグラム）」を作成し、市内全戸に配布した。（図2－災害危険区域図及び震災危険度表の一部、参照）

ここで表示された危険情報は、出火危険、延焼危険、崖・擁壁崩壊危険、浸水危険、そして消火活動困難の各区域であり、震災危険度表は倒壊落下、出火、延焼、危険物、避難、救援復旧の6要因をもって表現した。なお、以上の災害危険情報については報告書としてまとめ、希望する市民への頒布、図書館での閲覧も併せて行った。

3. 災害危険区域図公表の目的

本市が比較的早い時期に地域の具体的な災害危険情報を公表した理由は、防災都市づくりが市民参加を前提としていること、また当時市民には客観的な災害危険実態がまったく提供されておらず（都の「地震に関する地域危険度」公表は多摩地域の場合昭和55年と昭和62年）、市民の防災思考として大地震→恐怖→逃避という傾向が一般的であったこと等にある。

このため、まず行政と市民が共通の現状認識をもつこと、そして市民の防災への関心を正しく喚起することが必要とされ、その有効な方法として地域に対応した災害危険情報の公表があった。それ故、こうした防災関係情報の公表・提供はその後冊子や防災学校の開設など様々な方法で継続されてきている。

4. 市民の反応

災害危険区域図の公表に至る過程においては、当然(?)行政内部に慎重論もあったが公表後に特段問題は起っていない。むしろ防災施策の新らたな展開にとっては理解が得られ易いなど、様々な効果をもたらした。

市民の反応としては、まず地図表示形式でわかり易かったことや当時としては画期的な情報であったことが好評となり、内容に関する問い合わせや一層詳しい情報の要望など、防災に対する地についた形での関心が寄せられた。これは公表以前に強くみられた災害一般についての行動方法への関心とは明らかに異なる傾向であった。

しかし、一面では一万分の一、単色刷りという地図のもつ情報量、表現力の制約、また市民からみて行政サイドで一方向的に作成した

もので、生活感覚とのギャップがあるなどの限界も否定できなかった。

5. 課題と今後

災害危険区域図は、公表後防災都市づくりの各種事業に活用された。例えば、地区防災センター機能の整備構想や防災学校での講座資料として、また防災施設の整備順位やがけ防災工事融資要綱の制定、間接的ではあるが駅周辺地区の再開発事業や公共公益施設の立地などにも計画条件として活かされてきた。

しかしながら、市の地域防災計画や基本構想といった全体計画への反映には時間を要した。それは前者の場合余りにも応急対策中心であってなじみにくかったこと、後者については構想策定直後であったことによる。しかし、その後昭和61年3月修正の地域防災計画では不十分ながら予防計画として位置付けをみているし、昭和62年3月策定の市長期総合計画にも反映されているが、地域の災害危険実態と十分整合した地域防災計画の確立は依然大きな課題である。

災害危険区域図を公表して以来、すでに10

年が経ようとしている。この間東京都は2度にわたって「地震に関する地域危険度」を公表してきている。しかしながら、それらは必ずしも市民防災の発展や地域防災計画に有効な情報とはなっていない。

現在、本市では防災都市づくりの最重点事業として「防災まちづくり推進地区事業」を4地区で実施している。これらの地区では、住民と市の協力によって意向調査やまちの実態調査等がこまめに行われ、地区の詳細な防災診断地図が作成されると共に、地区防災計画書が作成されてきている。こうした地区の場合、当然ながら危険実態に対応した形で防災計画がつくられ、実施に移されている。

本市の場合、今後共こうした地区レベルでの診断地図づくりと防災計画の作成を市域全地区に広げていきつつ、行政としての総合的な地域防災計画を確立していくことになろう。その為に、本年度防災情報地図（防災対策条件図）の作成・配布、来年度に全市的災害危険実態調査の実施、そして昭和64年度には第2回災害危険地図の作成と共に地域防災計画の大幅な修正が行われる見込みである。

